

連携組織活路開拓調査・実現化事業

経費に関するルール

兵庫県中小企業団体中央会

対象経費

補助対象経費	内 訳
謝金 委員手当 専門家謝金 講師謝金	<p>専門家委員が委員会に出席したとき支給する手当</p> <p>専門家委員に実地調査を依頼し、又は、外部専門家の意見を聴取したりする場合の謝金</p> <p>専門家委員、外部専門家が講習会の講師を行ったとき支給する謝金</p>
旅費 委員旅費 専門家旅費 調査旅費 講師旅費 職員等旅費	<p>委員が委員会へ出席するための旅費</p> <p>外部委員が委員会に出席したり、専門家委員及び外部委員が実地調査を実施するための旅費</p> <p>専門家以外の業界側委員が実地調査を実施するための旅費</p> <p>専門家委員、外部専門家、業界側委員、組合等の事務局専従役職員が講習会の講師として出席するための旅費</p> <p>組合等の事務局専従役職員が委員会運営のため出席、実地調査に同行するための旅費、講習会の開催、現場指導に同行するための旅費</p>
会場借料	委員会、講習会の会場借上料。展示会等の出展料、会場代
資料費	委員会、講習会等に提出する資料のコピー代及び事業実施に必要な資料の購入費
印刷費	アンケート調査票、報告書等の印刷費
外注費 集計費 会場設営費 広告宣伝費 試作費 加工費 実験費 設計費 製造・改良・据付費	<p>アンケート調査を外部に依頼して集計するための経費</p> <p>試供・求評事業で展示会等開催又は展示会等に出展を要する会場等の設営等にかかる経費</p> <p>試供・求評事業などチラシ、ポスター、パンフレット等を作成するための経費</p> <p>事業計画に基づいて本事業の目的を達成するために必要な試作を行う場合の経費</p> <p>既存の製品を加工する際の経費</p> <p>開発製品等を実験する際の経費</p> <p>製品開発を行う際、デザインや設計に係る経費</p> <p>製品開発を行う製造機器等の製造・既存機器の改良や設備に係る経費</p>
車両借上費	実地調査等で一団となって移動するために車両を借上げるための経費
委託費	調査研究、研究開発等を行う場合、委員会・組合等事務局では実施できない専門分野の業務を外部専門業者・機関等に委託するための経費
借損料	講習会、研究開発等において使用する機器等を期間を限定して賃借するための経費
原稿料	報告書を作成するために委員が執筆する原稿に対する原稿料
原材料費	試作を行う場合の原材料費
消耗品費	事業実施に必要な消耗品（適切な時期、量、価格）
雑役務費	アンケート調査票の発送・集計、講習会開催等に係る経費
通信運搬費	委員に対する委員会開催通知、書面調査郵送料、講習会参加者募集通知等の郵送料、講習会において使用する教材等を講習会会場へ運搬する経費、現場指導のために機械装置等を指導現場に運搬するための経費、開発した試作品等を展示会場へ運搬するための経費

※ 下記の経費は対象外です

- ① 補助金交付内示日（6月1日）よりも前に発注、購入、契約、または事業期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- ② 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
（テスト販売を除く） テスト販売を除く
- ③ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ④ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
（クラウド利用費に含まれる付帯経費を除く）
- ⑤ 商品券等の金券
- ⑥ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ⑦ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ⑧ 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ⑨ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- ⑩ 収入印紙
- ⑪ 振込等手数料（代引手数料を含む）
- ⑫ 各種保険料
- ⑬ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ⑭ 補助金事業計画書等の書類作成・送付に係る費用
- ⑮ 連携体内の補助事業者の取引によるもの
（機械装置の売買代金や賃借料等）
※連携メンバー間の取引、組合員への取引は対象になりません。
- ⑯ 汎用性があり、目的外使用になり得る備品購入費
（例：事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォンおよびデジタル複合機など）
- ⑰ 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ⑱ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

支出基準

本事業で支出できる金額は、次の基準額以内と
してください。

(税抜)

1 専門家謝金	① 調査、研究等の謝金, 1日につき	30,000円
	② 講習会講師謝金, 1時間につき	25,000円
2 委員手当	1回につき <i>才部はOK</i>	20,000円
3 原稿料	400字詰め 1枚につき	3,000円
4 雑役務費	1日につき (交通費は別に実費)	8,000円
5 会場借料	委員会の場合は1日につき	20,000円
	講習会の場合は1日につき	50,000円
6 翻訳料	英文和訳 400字詰め 1枚につき	1,500円
	その他の和訳 400字詰め 1枚につき	3,000円
7 旅費	兵庫県中央会作成の「旅費規程」による。	

経理区分を別にすると

注意事項

- ・ 事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。

補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

- ・ 支払は原則銀行振込とし、それが困難な場合は現金払いを行ってください。

(カード、QR決済、電子マネー等は不可。)

- ・ 本事業における発注先(委託先)の選定にあたっては、入手価格の妥当性を証明できるよう見積をとってください。

- ・ 単価10万円(税抜き)以上の[※]物件については みいせつと子
原則として補助事業者または見積依頼先との間で
資本関係のない1社以上から見積をとることが必要です。

ただし、発注(委託)内容の性質上1社以上から見積をとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。

その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

- ・ 海外企業から調達を行う場合も同様です。

令和4年度連携組織活路開拓調査・実現化事業 支出基準

本事業で支出できる金額は、次の基準額以内とすること。

1	専門家謝金	(税抜き金額)	
	① 調査、研究等の謝金, 1日につき		30,000円
	② 講習会講師謝金, 1時間につき		25,000円
2	委員手当	1回につき	20,000円
3	原稿料	400字詰め1枚につき	3,000円
4	雑役務費	1日につき (交通費は別に実費)	8,000円
5	会場借料	委員会の場合は1日につき	20,000円
		講習会の場合は1日につき	50,000円
6	翻訳料	英文和訳 400字詰め1枚につき	1,500円
		その他の和訳 400字詰め1枚につき	3,000円
7	旅費	兵庫県中央会作成の「旅費規程」による。	
8	資料費	コピーの場合は1枚につき	10円